

○山陽小野田市多子世帯応援保育料等軽減事業実施規則

平成27年3月29日

規則第16号

(趣旨)

第1条 この規則は、多子世帯における経済的負担の軽減を図るため、対象児童が保育所若しくは地域型保育事業所へ入所した場合又は民間保育サービス施設へ通所した場合において、保育料の一部を助成することについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において「**第3子以降の児童**」とは、**保護者が現に扶養している当該年度の初日の前日における年齢が18歳未満の児童（戸籍上の子以外で現に扶養している児童を含む。）のうち第3順位以下にあるもの**をいう。

2 この規則において「**対象児童**」とは、**本市に在住する第3子以降の児童**で次に掲げるものをいう。

- (1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第24条の規定により保育所又は地域型保育事業所に入所した児童
- (2) 民間保育サービス施設へ通所する児童でその保護者のいずれもが子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第1条及び山陽小野田市子ども・子育て支援法施行細則（平成27年山陽小野田市規則第9号。以下「細則」という。）第2条に規定する家庭において必要な保育を受けることが困難である事由に該当すると認められるもの

3 この規則において「民間保育サービス施設」とは、次の各号に掲げる基準のいずれにも該当する法第39条に規定する業務を目的とする施設で、法第35条第4項の認可を受けていないもの（法第58条の規定により児童福祉施設の認可を取り消されたものを含む。）をいう。

- (1) 保育に従事する者を2人以上配置しており、そのうち3分の1以上が保育士又は看護師の資格を有すること。
- (2) 保育室の面積は、乳幼児1人につき1.65平方メートル以上であること。

(3) 消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備が設けられていること。

4 この規則において「保育料」とは、対象児童に対する保育所若しくは地域型保育事業所の保育に要する経費として当該児童の保護者が支払う費用又は民間保育サービス施設の通所にかかる費用をいう。

(事業の内容)

第3条 市は、対象児童が保育所又は地域型保育事業所に入所した場合は、保育料を減免する。

2 市は、対象児童が民間保育サービス施設へ通所した場合は、その保護者に対して助成金を交付する。ただし、当該保護者が保育料を滞納している場合は助成の対象としない。

(保育料の減免及び助成金額)

第4条 前条第1項の規定により保育料を減免する額は、**別表**のとおりとする。

2 前条第2項の規定による保育料の助成金（以下「助成金」という。）の額は、対象児童1人につき当該年度に支払った保育料の総額とする。ただし、50,000円を限度とする。

(保育料の減免申請及び助成金の交付申請)

第5条 **保育料の減免を受けようとする対象児童の保護者**（以下「減免申請者」という。）は、保育所の入所申込みをする際に、多子世帯応援保育料等減免申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 **助成金の支給を受けようとする対象児童の保護者**（以下「助成申請者」という。）は、当該年度の2月1日から3月3日までの間に、多子世帯応援保育料等助成金交付申請書（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

3 前項の申請書を提出するときは、多子世帯応援保育料等助成事業に関する調書（様式第3号）を併せて提出するものとする。

(保育料の減免決定及び助成金の交付決定)

第6条 市長は、前条第1項の規定による申請があった場合においては、その内容を審査し、保育料を減免することが適当であると認めるときは、保育料の減免を決定し、細則第9条の利用料決定通知書の所得階層欄にその旨を記載することにより、減免申請者に通知するものとする。

2 市長は、前条第2項の規定による申請があった場合においては、その内容を審査し、助成金を交付することが適当と認めるときは、助成金の交付を決定し、多子世帯応援保育料等助成金交付決定通知書（様式第4号）によりその旨を助成申請者に通知するものとする。

3 市長は、保育料の減免額を変更したときは、その旨を減免申請者に通知するものとする。この場合における通知の方法については、第1項の規定を準用する。

（助成金の請求等）

第7条 助成申請者は、前条第2項の規定により通知を受けたときは、速やかに多子世帯応援保育料等助成金請求書（様式第5号。以下「請求書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、請求書の提出を受けたときは、助成金を交付する。

（保育料の減免決定又は助成金の交付決定の取消し等）

第8条 市長は、減免申請者又は助成申請者に虚偽の申請その他不正な行為があったときは、保育料の減免の決定又は助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により保育料の減免の決定を取り消したときは、当該取消しに係る部分について当該減免申請者に対して保育料の納付を命ずるものとする。

3 市長は、第1項の規定により助成金の交付の決定を取り消した場合において、既に助成金が交付されているときは、当該助成申請者に対して当該助成金の返還を命ずるものとする。

（その他）

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行日の前日までに、山陽小野田市多子世帯保育料等軽減事業

実施要綱（平成17年3月22日制定）の規定によりなされた手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

別表（第4条関係）

区分	保育料の減免額
市民税非課税世帯に属する対象児童	全額
市民税所得割非課税世帯に属する対象児童	
市民税所得割額が97,000円未満の世帯に属する対象児童	
上記区分以外の対象児童	2分の1に相当する額

備考

4月から8月分までの保育料軽減の額は利用に係る年度の前年度における市民税の額によって、9月から翌年3月分までの保育料軽減の額は利用に係る年度における市民税の額によってそれぞれ決定する。

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

山陽小野田市長 あて

申請者（保護者）住所
氏名
（電話番号）

印

多子世帯応援保育料等減免申請書

山陽小野田市多子世帯応援保育料等軽減事業実施規則第5条第1項の規定に基づき、次により保育料の減免を受けたいので、次のとおり申請します。

1 対象児童（第3子以降）の状況

氏名	
性別	男・女
生年月日	年 月 日
保護者から見た続柄	
現在の状況	(保育所・学校・施設名等)
保育所入所申込年月日	年 月 日

2 兄弟姉妹の状況

区分	氏名	性別	生年月日	保護者から見た続柄	現在の状況(保育所・学校・施設名等)
第1子		男・女	年 月 日		
第2子		男・女	年 月 日		
第3子		男・女	年 月 日		
第4子		男・女	年 月 日		
第5子		男・女	年 月 日		

3 添付書類 ()

※対象児童が第3子以降であることを申請者の住民票から確認できない場合は、第3子以降であることを証明できる書類を添付すること。

様式第2号（第5条関係）

年 月 日

山陽小野田市長 あて

申請者（保護者）住所
氏名
(電話番号) (印)

多子世帯応援保育料等助成金交付申請書

山陽小野田市多子世帯応援保育料等軽減事業実施規則第5条第2項の規定に基づき、次により助成金を交付されるよう申請します。

1 対象児童(第3子以降)の状況

氏名			
性別	男・女	保護者から見た続柄	
生年月日	年 月 日		

2 通園施設の名称及び通園期間

市町村名	施設名称	通園期間(予定を含む)
		年 月 日～ 年 月 日
		年 月 日～ 年 月 日
		年 月 日～ 年 月 日

※当該年度中（4月1日～3月31日）の全ての通園(予定を含む)施設について記入してください。

3 兄弟姉妹の状況

区分	氏名	性別	生年月日	保護者から見た続柄	現在の状況(保育所、学校、施設名等)
第1子		男・女	年 月 日		
第2子		男・女	年 月 日		
第3子		男・女	年 月 日		
第4子		男・女	年 月 日		
第5子		男・女	年 月 日		

4 家族の状況(同じ家に住む御家族全員を記入してください。)

入所児童との続柄	氏名	性別	生年月日	現在の状況(勤務先、学校名等)
		男・女	年 月 日	
		男・女	年 月 日	
		男・女	年 月 日	
		男・女	年 月 日	
		男・女	年 月 日	

5 添付書類 ()

※ 対象児童が第3子以降であることを申請者の住民票から確認できない場合は、第3子以降であることを証明できる書類を添付すること。

なお、助成金は下記の口座に振り込まれるよう依頼します。

振込先	銀行・組合・金庫	支店・支所
口座番号	普通預金・当座預金 No	
フリガナ		
口座名義人		

※口座名義人は、申請者氏名と同一のものに限ります。

様式第3号（第5条関係）

多子世帯応援保育料等助成事業に関する調書

1 対象児童(第3子以降)の状況

フリガナ			
氏名			
性別	男・女	生年月日	年 月 日
入所期間	自 年 月 日	～ 至 年 月 日	

2 保育料の状況 ※保育料の領収書の写し等が添付され、内容を確認できる場合は、記入しなくてよい。

保育料月額	円 (A)
給食費	※上記の保育料に「給食費」を含まない場合は、次に「給食費」を記入してください。 ・給食費月額 円 (B)
保育料年額	円 ※計算式 {(A) + (B)} × 12月

3 施設の状況 (年 月 日現在)

保育室の面積	m ²						
職員の状況	施設長	人	うち有資格者(保育士 人 看護師 人)				
	保育士	人	うち有資格者(保育士 人 看護師 人)				
	調理員	人					
	その他	人					
	計	人	うち有資格者(保育士 人 看護師 人)				
年齢別入所児童数	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳以上	計
	人	人	人	人	人	人	人
非常災害設備状況	・消火器()本 ・非常口()か所 ・スプリンクラー(有・無)						
消防署の立入調査による指導事項の有無	有・無						

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

山陽小野田市長 様

(施設)名 称
代表者氏名

印

様式第4号（第6条関係）

年 月 日

様

山陽小野田市長

印

多子世帯応援保育料等助成金交付決定通知書

下記のとおり決定しましたので、山陽小野田市多子世帯応援保育料等
軽減事業実施規則第6条第2項の規定に基づき通知します。

記

対象児童の氏名	
助成金の額	金 円

様式第5号（第7条関係）

年 月 日

山陽小野田市長 あて

住 所
氏 名

㊞

多子世帯応援保育料等助成金請求書

年 月 日付で交付決定のあった多子世帯応援保育料等助成金について、山陽小野田市多子世帯応援保育料等軽減事業実施規則第7条第1項の規定により下記のとおり請求します。

記

金 _____ 円

様式第 1 号 (第 5 条関係)

様式第 2 号 (第 5 条関係)

様式第 3 号 (第 5 条関係)

様式第 4 号 (第 6 条関係)

様式第 5 号 (第 7 条関係)